

大田市通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成29年9月改訂  
大田市通学路安全推進会議

## 1. プログラムの経緯と目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校・中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、平成26年7月に「大田市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

[構成員及び役割]

| 構成員  | 役割  |
|--|---|
| 【市教育委員会】<br>・大田市教育委員会総務課                               | 学校の安全計画の策定や通学路指定に関し、指導助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。  |
| 【交通安全担当部署】<br>・大田市総務部危機管理室                             | 関係機関・組織と連携し、大田市における交通問題の総合的な政策を推進するとともに、交通安全指導・防犯など、児童等の安全確保の対策に取り組みます。 |
| 【道路管理者等】<br>・国土交通省中国地方整備局松江国道事務所<br>・島根県県央県土整備事務所大田事業所 | 所管する道路に対し、学校が指定する通学路の歩道整備や防護柵等の設置・修繕などの安全確保に取り組みます。                     |

|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田市建設部事業推進課</li> <li>・大田市建設部土木課</li> </ul> |  |
| <b>【警察署（公安委員会）】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・大田警察署</li> </ul>    | 児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締りなどに取り組みます。                           |
| <b>【学校等】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・大田市校長会</li> </ul>          | より安全な通学路を指定したうえで学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。 |
| <b>【その他】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・大田市スクールガードリーダー</li> </ul>  | 通学路の危険箇所の把握、街頭指導、パトロールなどの校外指導を行います。  |

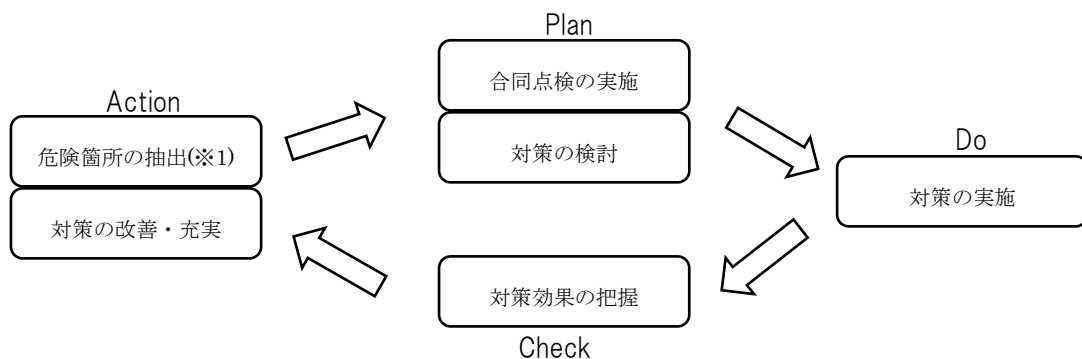
### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年度に実施した緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

#### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



## (2) 危険箇所の抽出

毎年4月～6月に、小中学校ごとに危険箇所の抽出を行います。

## (3) 定期的な合同点検

### ①合同点検の実施時期等

市内の小中学校の通学路について、年1回の合同点検を実施します。

また、効率的・効果的に合同点検を行うため、「大田市通学路安全推進会議」において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

### ②合同点検の体制

小中学校ごとに教育委員会、警察、道路管理者、学校関係者等が参加する合同点検を行います。

## (4) 対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

## (6) 対策効果の把握

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、小中学校ごとに聞き取り調査などを実施し、対策実施後の効果について把握します。

## (7) 対策の改善・充実

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

[取組の時期及び内容]

| 時 期   | 内 容   |
|-------|---|
| 4月～6月 | 危険箇所の抽出<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・各小・中学校から改善要望箇所の提出</li> <li>・対策実施後の効果について該当小・中学校から聞き取り</li> </ul> |
| 7月～8月 | 対策の報告<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の報告</li> </ul>   |
| 9月    | 通学路安全推進会議<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の改善・充実</li> <li>・合同点検の実施</li> </ul>                          |
| 1月～2月 | 危険箇所等の公表<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の報告</li> <li>・危険箇所対策一覧表・通学路対策箇所図の公開</li> </ul>                |
| 随時    | 対策の実施<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の実施</li> </ul>   |

#### 4. 危険箇所に関する情報共有

小中学校ごとの点検結果や対策内容等については、各関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「通学路の危険箇所対策一覧表」及び「通学路対策箇所図」を作成し、公表します。

#### 5. その他

合同点検を実施せずに対策を検討する場合についても、上記3.(3)を除いた同様な取組を実施します。